

入札説明書

この入札説明書は、「議案書等電子化業務」（以下「委託業務」という。）について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、関係法令及び本件に係る入札の公告等の規定に基づき、福島県が発注する業務委託に関し、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者） 福島県知事 内堀 雅雄

2 入札に付する事項

公告に示すとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、次に示す入札参加資格確認申請に関する書類を5（1）アに掲げる場所に郵送又は持参により提出し、本件入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、資料作成等に要する費用は、入札者の負担とし、一旦受領した書類は返却しないものとする。

また、審査確認の結果については、一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）により、入札者に対して通知するものとする。なお、5（1）ウに規定する期日までに当該申請を行わなかった場合には、当該資格が与えられない場合があるので、十分に注意すること。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出、又は、聴取等を求めることがある。

(1) 一般競争入札参加資格申請書（様式1）

(2) 会社概要（様式任意）※パンフレット可

(3) 更正手続又は再生手続開始の決定を受けた者が入札参加に支障がないことを証明する書類

5 開札までの手続き等に関する事項

(1) 入札に関する書類の提出場所及び日時

ア 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 960-8670

住 所 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部財務総室総務課

電 話 024-521-7026

電子メールアドレス zaimu_soumu@pref.fukushima.lg.jp

イ 入札説明書及び入札等関連資料の配付期間

令和8年10月29日（木）から令和8年11月11日（水）まで

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

郵送による配付を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度

の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封のうえ、5（1）アに掲げる担当課まで請求すること。

なお、福島県庁ホームページにおいてもダウンロード可能である。

(<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115a/somubu-nyusatsu.html>)

ウ 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限

令和8年11月11日（水）午後5時15分まで ※必着

エ 一般競争入札参加資格確認通知書の送付予定日

令和8年11月12日（木）

オ 入札及び開札の日時及び場所

日時：令和8年11月18日（水） 午前11時00分から

場所：福島県庁本庁舎2階総務課分室（福島県福島市杉妻町2番16号）

(2) 入札書の作成方法及び提出方法

ア 入札書は、指定の入札書（様式3）に必要とする事項を記載し、上記5（1）オに規定する日時及び場所へ提出すること。

イ 入札書は、封書に入れて密封し、かつ、封皮に次の事項を記載すること。

(ア) 氏名（法人にあつては、商号又は名称）

(イ) 【11月18日開札 「議案書等電子化業務」】

ウ 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

(ア) 入札書には、1冊当たりの単価を記載すること。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(イ) 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

(ウ) 記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印すること。ただし、金額の訂正は認めない。

エ 郵便による入札は認めない。

オ 代理人をもって入札する場合は、入札書に当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。また、代理人は、委任状（様式4）を持参すること。

カ 入札者又はその代理人は、入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。

(3) 入札保証金

ア 入札者は、入札金額（入札金額（1冊当たりの単価に予定数量を乗じた額）に消費税及び地方消費税を加算した額）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

イ 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

ウ 入札者で入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した領収書を 5 (1) オに掲げる日時までに、5 (1) アに掲げる場所まで提出すること。

エ 財務規則第249条第1項各号（別記）のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金納付の免除を申請する者は、入札保証金納付免除申請書（様式5）により 5 (1) ウに掲げる期日までに提出すること。

オ 入札保証金の納付については、財務規則第251条（別記）により行うこととするため、入札保証金を納付する者は、納入通知書の発行を 5 (1) ウに掲げる日までに 5 (1) アに記載する連絡先へ申し出ること。

カ 入札保証金の還付については、財務規則第253条（別記）により行うこととするため、落札者以外の者に対しては、落札者が決定したのち、落札者に対しては契約が確定したのちに、請求により還付する。

(4) 開札方法

ア 開札は、5 (1) オで指定する日時及び場所で行う。

イ 開札に先立ち、入札者は次の書類について確認を受けるものとする。

(ア) 一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）（入札参加者が本書又は写しを持参する。）

(イ) 福島県が発行する入札保証金に関する領収書（入札者で入札保証金を納付する場合。）

ウ 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

エ 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において初回の入札参加者を対象として再度入札に付することができるものとする。ただし、入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については辞退したものとする。

(5) 入札心得

ア 入札者は、仕様書等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について質問がある場合は、一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式6。以下、「質問書」という。）により、書面で行うこととし、電話その他口頭による質問は受け付けない。質問書の提出は、5 (1) アに示す電子メールアドレスにより提出（令和8年11月5日（木）午後5時15分までに必着）するものとし、送付の後電話で確認を取ること。

なお、質問書によるものは、一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式7）により、令和8年11月6日（金）にホームページへ掲載し回答するものとする。

イ 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、入札者は、代理人をして入札する場合は、その委任状（様式4）を持参させ、確認を受けなければならない。

ウ 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。

(ア) 契約の履行に当たり、故意に不正の行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（以下「談合」という。）した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者

(エ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(オ) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

エ 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

オ 開札開始時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

カ 入札者又はその代理人は、入札書をいったん提出した後は、開札の前後を問わず、書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(6) 入札の取り止め等

入札者が談合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときには、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

(7) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 3に示す入札参加資格のない者の提出した入札

イ この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札

ウ 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札

エ 委任状を持参しない代理人のした入札

オ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札

カ 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合の、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札も含む）

キ 金額を訂正した入札

ク 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

ケ 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札

コ 明らかに談合によると認められる入札

サ 入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者の入札

シ その他県において特に指定した事項に違反した入札

6 落札者の決定方法

(1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とすることがある。

(2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を行うことができる。

7 契約保証金

(1) 落札者は、契約金額（単価契約（税込）に当該単価契約に係る予定数量を乗じた額）の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするか、又はその納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第 229 条第 1 項第 2 号又は第 4 号（別記 2）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

8 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印又は電子署名し、落札決定の日から 7 日以内に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印又は電子署名したときに確定する。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

9 契約条項

契約書（案）及び福島県財務規則による。

10 電子契約による契約締結の意向確認

本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。落札者（随意契約の場合にあつては、契約の相手方）は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」（様式 8）に必要事項を記載のうえ、発注機関の契約事務担当課宛に電子メールにより提出すること。（※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。）

なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。

（電子契約サービスの導入について／

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>）

11 その他

この入札説明書に疑義がある場合は、入札者は、その疑義について入札前において説明を求めることができる。

12 当該委託契約に関する業務を担当する課

上記 5 (1)に同じ。

別記 1

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- （4） 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- （5） 一般競争入札に参加する資格を有し、過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

（3）～（4） （略）

2 （略）

別記 2

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- （1） （略）
- （2） 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- （3） （略）
- （4） 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

（5）～（18） （略）

2 （略）